

令和3年9月3日
大臣官房環境バイオマス政策課

「畜産バイオマス地産地消対策事業」Q&A

※令和3年9月時点版のものであり、今後、変更があり得ることにご留意願います。

※機械導入事業については募集を終了しました。

- Q1：どのような事業か。
- Q2：応募にあたっての要件。
- Q3：事業実施主体は何か。
- Q4：エネルギー地産地消とは何か。
- Q5：FITを利用する場合、対象となるのか。
- Q6：成果目標の設定について。
- Q7：乳牛や肉用牛以外の畜産バイオマスも対象になるのか。
- Q8：バイオガスプラント（メタン発酵処理）以外の技術も対象となるのか。
- Q9：水処理施設は補助対象施設となるか。
- Q10：家畜排せつ物以外の原料（食品廃棄物等）を投入しても良いか。
- Q11：機械導入事業について。
- Q12：バイオ液肥の運搬・散布車両について。
- Q13：調査・設計や機械導入のみの実施は可能か。
- Q14：「リース方式」における手続きの流れ。
- Q15：リース期間はどのように設定するのか。
- Q16：リース期間終了後の機械の取扱いはどうなるのか。
- Q17：リース方式における補助金返還の考え方。
- Q18：リース方式におけるその他の留意点。
- Q19：計画が採択されれば申請額の全額が補助されるのか。

Q1：どのような事業か。

A:

- ・本事業は、家畜排せつ物処理の円滑化・高度化のため、家畜排せつ物等を活用したバイオマスプラント（例：バイオガス発電施設）の導入等を支援するものです。
- ・また、バイオマスプラントの導入メリットを地域全体に波及させるため、消化液の散布車等の機械導入（リース方式を含む）についても支援対象とします。
[令和2年度より拡充]
- ・これにより、家畜排せつ物の利用の高度化・円滑化を進めるとともに、グリーン社会の実現に向けてエネルギー地産地消を推進するものです。

Q2：応募にあたっての要件。

A:

- ・応募にあたっては、以下の2点を主な要件としています。

（要件1）※令和2年度から新たに要件を追加したもの

本事業の実施に当たっては、グリーン社会の実現に向けて、地域に裨益する取組を支援する観点から、以下のいずれかを満たす場合が対象となります。

- ① 事業実施主体が、複数の畜産農家の家畜排せつ物を処理する場合
- ② 事業実施主体が、畜産と耕種農業の連携により、バイオマス利用に取り組む場合（例：農業ハウスへの熱供給、消化液の農地散布）
- ③ 事業実施主体が法人経営体である場合、複数名の農家による共同経営体である場合（例：法人の構成員（出資者）が複数名の農業者）
- ④ 大規模停電等の発生時に、地域住民、公共施設、自らの農業経営等にエネルギー供給する場合

（要件2）

事業趣旨との整合の観点から、以下全てを満たす場合が対象となります。

- ① エネルギー利用と肥料利用の複合利用に取り組むこと
- ② エネルギーの地産地消（※Q4参照）に取り組むこと
- ③ 経営の生産性・収益力の向上又はレジリエンスの強化を実現すること

※このほか、採択基準として、事業の具体性、事業実施主体の安定性・透明性、事業費の適正性、事業効果等があります（実施要領第4を参照）。

Q3：事業実施主体は何か。

A:

- ・事業実施主体としては、主に以下が想定されます。
 - ① 畜産を営む者
 - ② 農業者の組織する団体（農業協同組合 等）
 - ③ 地方公共団体
- ・上記以外でも事業実施主体となることができます。詳細は、実施要領（第2 応募団体の要件）をご参照ください。

Q4：エネルギー地産地消とは何か。

A:

- ・エネルギーの地産地消とは、以下に該当する取組とします。

（発電する場合）《①自家消費型、②地域活用型》

① 自家消費型

- ・営農面（搾乳機、送風機等）で必要となる電気の一定程度を賄う取組とします。
- ・例えば、バイオガスプラントを動かすための電気（前処理、発酵槽、水処理等）としての利用のみの場合、営農面で必要な電気では無いため、自家消費としては不十分です。

② 地域活用型

- ・自営線や系統線の活用により、地域内（地域新電力等）へ電気を供給する取組を支援対象とします。（FIT 活用する場合は、「Q5」を参照）

（発電しない場合）《①熱利用、②ガス利用》

① 熱利用の場合

- ・ボイラーの導入等により、発電機を導入せず、熱利用のみで取組を行う場合、暖房や温水供給等により、営農で役立てる取組を支援対象とします。
- ・さらに、地域の公共施設等に熱供給するような取組も支援対象となります。

② ガス利用の場合

- ・バイオガスを都市ガス会社等に販売し、地域に供給する取組については、支援対象となります。
- ・なお、バイオガスを別会社に販売し、別会社が FIT 売電する場合は、支援対象外となります。

Q5：FIT を利用する場合、対象となるのか。

A：

- ・ 本事業は、エネルギー地産地消に対する取組を支援するものです。FIT を活用する場合、以下のいずれかを満たす場合に限り、補助対象とします。（ただし、FIT 認定施設（発酵槽、ガスホルダー、発電機等）を除く周辺施設のみ）
 - ① 自らの営農施設等で自家消費した上で、余剰分のみ売電する場合
 - ② 熱電併給により、熱を有効利用（農業施設、公共施設等）する場合（プラントを動かすための熱利用は除く）
 - ③ 自治体出資型の地域新電力等に売電し、地域にエネルギー供給する場合（地域に利益が還元されると認められるもの）

Q6：成果目標の設定について。

A：

- ・ 本事業の成果目標の達成期間は5年間（施設整備後の次年度以降5年後）とします。
- ・ また、成果目標は、以下のいずれかを達成できるよう設定してください。
 - ① 生産コストの削減（5%）
 - ② 販売額の増加（5%）
 - ③ 農業所得又は営業利益の増加（5%）
 - ④ 地域のレジリエンスの強化（地域防災計画・協定等により位置付けられた公共施設や民間施設、地域住民へのエネルギー供給の確保）
- ・ なお、事業実施主体が畜産農家以外（地方公共団体、協同組合、民間事業者等）となるケースで、事業実施主体が自ら畜産経営の改善（①～③）に取り組むことができない場合、原料供給元の畜産農家等（2戸以上）と連携協定等を結ぶことで、連携先の畜産農家を対象として①～③に関する成果目標の設定・進捗把握・目標達成が可能な場合には補助対象とします。このため、畜産農家と結ぶ連携協定等において、毎年度、取組の進捗状況が報告できることを担保していただくようお願いします。（④の目標については、畜産農家との連携協定等は必要ありません。）

Q7：乳牛や肉用牛以外の畜産バイオマスも対象になるのか。

A：

- ・ 乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー等の畜産バイオマスについて、エネルギー地産地消を進める取組が対象になります。

Q8：バイオガスプラント（メタン発酵処理）以外の技術も対象となるのか。

A：

- ・バイオガスプラント以外の技術でも、Q2 の要件をクリアすると認められる場合は、支援対象となります。

Q9：水処理施設は補助対象施設となるか。

A：

- ・本事業は、エネルギーと肥料等による複合利用を要件（Q2 参照）としているとおり、副産物（堆肥、消化液等）を有効利用することを前提としています。
- ・このため、消化液の一部を利用できず水処理する場合、水処理施設については、補助対象外としています。

Q10：家畜排せつ物以外の原料（食品廃棄物等）を投入しても良いか。

A：

- ・家畜排せつ物に食品廃棄物等を混合することで、バイオガス発生量を増加させる効果があるため、本事業においても、食品廃棄物等を混合することは可能とします。
- ・ただし、他のバイオマス利用が主目的となることがないよう、「5割以上（重量ベース）を家畜排せつ物由来の原料とすること」又は「複数の畜産農家（2戸以上）から原料供給（家畜排せつ物）を受けること」としてください。

Q11：機械導入事業について。

A：

- ・機械導入事業は、バイオマスプラント導入メリットを、消化液の液肥利用や、災害時のレジリエンスの強化等を通じて、地域全体に波及させることを目的とするものです。
- ・具体的には、
 - ① 消化液の運搬・散布に必要となる機械
 - ② 災害時のエネルギー利用に必要となる機械の導入を支援（購入方式・リース方式）します。
- ・なお、機械導入事業については、既にバイオガスプラントを導入している（又は、導入見込みである）場合のみ、支援対象となります。
 - ※事業費 50 万円以上が補助対象となります。
 - ※汎用性のある設備・機器については補助対象とはなりません。
 - ※備付けのための費用は補助対象とはなりません。

Q12：バイオ液肥の運搬・散布車両について。

A：

- ・バイオ液肥を運搬・散布するための機械として、補助対象となります。
(バイオ液肥運搬車スラリータンカー、スラリーインジェクター、バキュームカー等 (アタッチメントのみでも可))
※「バイオ液肥 (又は消化液) 運搬車」と表示するなど、他の目的に利用しないことが前提となります。
- ・以下は補助対象とはなりません。
(汎用性のあるもの：トラクター、運搬用トラック 等)
(目的が異なるもの：堆肥散布車等、フロントローダ 等)

Q13：調査・設計や機械導入のみの実施は可能か。

A：

- (調査・設計)
 - ・施設整備を前提として、調査・施設設計を行う場合については本事業の対象とします。
 - ・なお、本事業は、補正予算として実施するものであり、毎年度講ずるものではありませんので、調査・設計後の補助金が担保されているものではありません。
- (機械導入)
 - ・バイオガスプラント等の畜産バイオマス利活用施設が導入済み (導入見込み含む) であり、成果目標が適切に設定可能な場合については、機械導入のみの実施も可能となります。

Q14 : 「リース方式」における手続きの流れが知りたい。

A :

- ・リース方式において、事業実施主体における手続きの流れは以下のとおりです。（詳細は実施要領の第5及び第7の規定を参照してください。）

(①応募前)

- ・導入する設備・機器及びリース会社を選定し、見積もり等により必要額を算定。

(②応募～交付決定まで)

- ・通常の申請書類（事業実施計画書等）のほか、必要な書類（リース会社の概要、導入設備・機器の概要、購入価格、リース料額、支払い期間等が分かるもの）を添付し応募。（その後国の審査を経て交付決定。）

※リース料補助額＝リース物件購入価格（税抜き）×補助率（1／2以内）となります。（リース期間を耐用年数未満とする場合、リース期間終了後に残存価値が設定される場合は、計算式が異なる（実施要領第7を参照すること））。

(③交付決定後～機械購入まで)

- ・交付決定通知を受けたのち、速やかにリース事業者と契約を締結。
- ・その際、特約として以下の規定が必要。
 - ア リース料支払いに係る国からの補助金相当額については、初回リース料支払時又は補助金受領後最初のリース料支払時に全額を一括で支払うこと、
 - イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から補助金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払い回数で除した額とすること

(④機械購入後～リース終了まで)

- ・補助金受領後、リース事業者へ該当補助金を支払い、その領収書等を様式と共に地方農政局長等へ提出。
- ・リース期間が終了するまでの間、支払い状況を毎年地方農政局長等に提出。

※リース方式の場合は、経営状況の報告期間（5年間）に限らず、リース期間終了まで支払い状況の報告が必要となることに留意願います。

※また、リース契約の途中解約など、計画通りの利用がされない場合、補助金返還が必要となることにも留意願います。

Q15：リース期間はどのように設定するのか。

A：

- ・リース期間は、リースする機器・設備の法定耐用年数を基本としています。
- ・他方、事業実施主体の実情に応じてリース期間を設定できるよう、法定耐用年数以下とすることも可能ですが、その場合でもリース期間は5年以上（成果目標の目標年度末を越えること）とします。

（参考例）購入価格 100 万円、耐用年数 10 年の機械をリースするケース

① リース期間を耐用年数とした場合：

国庫補助金相当 50 万円（「国 ⇒ 事業実施主体 ⇒ リース事業者」の流れで一括して支払い）となり、残額である 50 万円を事業実施主体が負担（10 年間、月額等でリース料を支払い）することとなります。

なお、リース期間終了後は、法定耐用年数上の価値はゼロとなっており、その後の取扱いについての規定はありません。

② リース期間を 5 年（耐用年数は 10 年）とした場合：

リース開始 6 年目以降については補助対象外の経費となるため、国庫補助金相当額は 25 万円（100 万円 ×（5 年／10 年）×補助率 1／2＝25 万円）となり、残額である 25 万円（1 年目～5 年目の経費）を事業実施主体が負担（5 年間、月額等でリース料を支払い）することとなります。

なお、リース期間終了後は、そのままリース契約を終了するケース、所有権移転するケース（例：事業実施主体が残存価格である 50 万円でリース会社から購入）が想定されますが、補助事業上の取扱いについて規定はありません。

※なお、いずれのケースについても、事業実施主体は、別途、リース会社への賃貸料やメンテナンス費用等を負担することが想定されます。

Q16：リース期間終了後の機械の取扱いはどうなるのか。

A：

- ・本事業において、リース期間終了後の機械等に対し、補助事業上の取扱い制限はありません。
- ・ただし、リース期間終了後、リース事業者が残存価格を設定する場合、リース料補助額の計算式が変わるため、リース期間終了後の機械等の取扱いについては、事業計画書の提出時に明らかにしていただきます。

Q17：リース方式における補助金返還の考え方。

A：

- ・リース方式の場合、所有権はリース事業者にあるため、補助事業により取得した財産には該当せず、財産処分制限の対象とはなりません。
- ・一方、本事業においては、事業実施計画書に基づいて適正な利用がされておらず、改善の見込みがない場合には、交付決定条件および適正化法（※）に基づき補助金の一部又は全部の返還を求めることとなります。（※実施要領第7の5、及び適正化法第17条第1項）
- ・例えば、事業開始後、経営状況や社会情勢の変化等により、やむを得ず導入した機械の利用中止に至った場合には、利用が認められる期間を差し引いた残存簿価の補助金返還を求める等の対応をとることになります。
- ・具体的には、「補助事業により取得し、又は効用の増した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日20計第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に準じて判断するものとします。

Q18：リース方式におけるその他の留意点。

A：

- ・リース期間の途中において、一括返済を行うことはできません。（一括返済を行う場合は、リース契約残存期間について補助金を返還していただくこととなります。）
- ・事業計画書の承認後は、リース方式から購入方式に変更することはできません（購入方式からリース方式への変更も不可）。
- ・既にリース期間中の機械は、支援対象にはなりません。
- ・中古の機械については、機械の残存価値が、法定耐用年数が成果目標の設定年度末（5年間）を超える場合のみ支援対象とします。

Q19：計画が採択されれば申請額の全額が補助されるのか。

A：

- ・予算の範囲内でなるべく多くの取組を支援する趣旨から、事業採択後、交付要望額を踏まえ、配分額を調整します。
- ・このため、一部、減額して交付する可能性がありますのでご了承ください。